総務・企画・公室常任委員会資料 5 令和 4 年 (2022 年) 3 月 8 日 総務部人事課

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和3年10月11日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 令和4年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の120(特定幹部職員に あっては、100分の100)に引き下げることとします。

また、再任用職員の支給割合を100分の67.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5) に、会計年度任用職員の支給割合を100分の125に引き下げることとします。(第1条の規定による改正後の第20条、第34条および第37条関係)

(2) 任期付職員および任期付研究員の令和4年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の162.5に引き下げることとします。(第2条(第1号に係る部分に限る。)の規定による改正後の第8条および第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の第6条関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ 令和4年6月期に支給する期末手当に関する特例措置について規定することとします。

旧

第1条から第19条の2まで 省略

(職員の期末手当)

第20条 省略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の</u> <u>127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは 「<u>100分の62.5</u>」とする。

4から6まで 省略

新

第1条から第19条の2まで 省略

(職員の期末手当)

第20条 省略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6 箇月 100分の100
 - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の</u> <u>120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>、100分の100</u>」とあるのは 「<u>、100分の57.5</u>」とする。

4から6まで 省略

第20条の2から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読 み替えて準用する第26条 第7項
第20条第2項	100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職員でその職員でその複雑、困難および責任の度等がこれらの職員の方、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条	100分の127. <u>5</u>

第20条の2から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読
		み替えて準用する第26条
		第7項
第20条第2項	100分の120 (行政職)	給 <u>100分の125</u>
	料表の適用を受ける職	員
	でその職務の級が8級	以
	上であるものならびに	同
	表以外の各給料表の適	用
	を受ける職員でその職	務
	の複雑、困難および責	任
	の度等がこれに相当す	る
	もの(これらの職員の	う
	ち、人事委員会規則で知	定
	める職員に限る。第21	条

	第2項において「特定幹			第2項において「特定幹	
	部職員」という。)にあ			部職員」という。)にあ	
	つては、 <u>100分の107.5</u>)			っては、 <u>100分の100</u>)	
第20条第5項	各給料表	第34条第1項の規定の適	第20条第5項	各給料表	第34条第1項の規定の適
		用を受ける第1号会計年			用を受ける第1号会計年
		度任用職員が第2号会計			度任用職員が第2号会計
		年度任用職員であるとし			年度任用職員であるとし
		た場合に適用される各給			た場合に適用される各給
		料表			料表
	前項	同条第3項		前項	同条第3項
	同項に規定する合計額	同項の規定により算定さ		同項に規定する合計額	同項の規定により算定さ
		れた額			れた額
	給料の月額およびこれに	当該算定された額		給料の月額およびこれに	当該算定された額
	対する地域手当の月額の			対する地域手当の月額の	
	合計額			合計額	
	額(人事委員会規則で定	額		額(人事委員会規則で定	額
	める管理または監督の地			める管理または監督の地	
	位にある職員にあつて			位にある職員にあつて	
	は、その額に給料月額に			は、その額に給料月額に	
	100分の25を超えない範			100分の25を超えない範	
	囲内で人事委員会規則で			囲内で人事委員会規則で	
	定める割合を乗じて得た			定める割合を乗じて得た	
	額を加算した額)			額を加算した額)	

3 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規 定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用す る。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項 第40条第4項に	おいて読
	み替えて準用する	る第26条
	第7項	
第20条第2項	<u>100分の127.5</u> (行政職給 <u>100分の127.5</u>	
	料表の適用を受ける職員	
	でその職務の級が8級以	
	上であるものならびに同	
	表以外の各給料表の適用	
	を受ける職員でその職務	
	の複雑、困難および責任	
	の度等がこれに相当する	
	もの(これらの職員のう	
	ち、人事委員会規則で定	
	める職員に限る。第21条	

3 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規 定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用す る。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読
		み替えて準用する第26条
		第7項
第20条第2項	100分の120 (行政職給	· 100分の125
	料表の適用を受ける職員	
	でその職務の級が8級以	,
	上であるものならびに同	
	表以外の各給料表の適用	
	を受ける職員でその職務	
	の複雑、困難および責任	:
	の度等がこれに相当する	
	もの(これらの職員のう	
	ち、人事委員会規則で定	
	める職員に限る。第21条	

	第2項において「特定幹			第2項において「特定幹	
	部職員」という。)にあ			部職員」という。)にあ	
	っては、 <u>100分の107.5</u>)			っては、 <u>100分の100</u>)	
第20条第4項	給料および扶養手当の月 給料の月額およびこれ	第20条第4項		給料および扶養手当の月	給料の月額およびこれ
	額ならびにこれら			額ならびにこれら	
第20条第5項	額(人事委員会規則で定 額	第20条第5項		額(人事委員会規則で定	額
	める管理または監督の地			める管理または監督の地	
	位にある職員にあつて			位にある職員にあつて	
	は、その額に給料月額に			は、その額に給料月額に	
	100分の25を超えない範			100分の25を超えない範	
	囲内で人事委員会規則で			囲内で人事委員会規則で	
	定める割合を乗じて得た			定める割合を乗じて得た	
	額を加算した額)			額を加算した額)	
第38条以下 省略	}	第38条以下	省略		

旧

第1条から第7条まで 省略

(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第1項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

新

第1条から第7条まで 省略

(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第1項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および 第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2 第1項中「職員(」とあるのは「職員(滋賀県一般職の任期付職員の 採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第2条第1項の規 定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、学校職員給与条 例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とす る。
- 第9条以下 省略

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および 第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2 第1項中「職員(」とあるのは「職員(滋賀県一般職の任期付職員の 採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第2条第1項の規 定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、学校職員給与条 例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とす る。

第9条以下 省略

旧

第1条から第5条まで 省略

第1条から第5条まで 省略

(給与条例の適用除外等)

(給与条例の適用除外等)

第6条 省略

2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第1項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管

第6条 省略

2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第1項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

新

第7条以下 省略

理職員等」とする。

第7条以下 省略